

高福第1261-1号
平成28年3月30日

研修実施機関の長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 江森 光芳（公印省略）

埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の一部
改正について（通知）

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
この度、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）が改正されたこと等に伴い、埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の一部を改正しましたので通知します。

担 当：介護人材担当 筒井
電 話：048-830-3232
メー ル：a3240-18@pref.saitama.lg.jp